

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第8回）全体会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成17年3月1日（火）午前10時30分から午前11時10分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（委員長代理）加藤哲夫

（委員）池田 修，池田忠正，上原敏夫，金築誠志，塩谷國昭，
清家 篤，鶴田六郎，長谷川真理子，松永榮治

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，
横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

- (1) 新地域委員御紹介
- (2) 地域委員長選出等
- (3) 報告
- (4) 協議
- (5) 閉会

5 議事

(1) 新地域委員紹介

退任された阿部委員の後任として前橋地方裁判所の池田所長が，退任された鈴木委員の後任として横浜地方検察庁の松永検事正が，退任された永井委員の後任として東京地方裁判所の金築所長がそれぞれ紹介された。

また，第6回地域委員会から第1分科会に出席している鶴田委員が紹介された。

(2) 委員長選出及び就任あいさつ

協議の結果，金築委員が委員長に選出され，金築委員長から就任のあいさつがあった。

(3) 報告

- ・ 庶務から，第7回東京地域委員会開催以後に東京地域委員会に提出された情報及び下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）

の審議，答申内容が説明された。

(4) 協議

- ・ 委員長から，本年2月25日に，東京三弁護士会から東京地域委員会に，再任期に当たる裁判官の名簿の送付時期等に関する要望の書面が提出されたことが報告された。

この要望の書面に関して，弁護士委員から「大都市を抱える裁判所では対象裁判官の数が非常に多く，即座に名前とイメージが一致しない。このような特殊性があることから，対象裁判官を確認して情報を提供するためには現在の情報提供期間では短く，要望の書面のとおり期間の伸張等を強く希望する。」「第6回地域委員会において同様の要望を述べた。重点審議者についてより多くの情報を収集するという観点からも，要望の書面のとおり情報提供期間の伸張等を望む。」との意見が出された。この点に関して，「この制度が基本的にはネガティブチェックを目的としているのであれば，特に問題となるような重要な情報の収集期間としては現在の提供期間でも足りるのではないか。」「再任の希望の有無にかかわらず再任期に当たる裁判官について情報収集を依頼することは，再任を希望しない裁判官の情報まであらかじめ提供される可能性もあり，問題ではないか。」「より多くの情報を収集するという観点からは少しでも提供期間が長い方がよいのではないかと思う。いずれにしても指名諮問委員会に諮る必要があるのではないか。」「要望事項の3については，異動等により所属が変更されることもあるので，いつの時点の所属を記載するかという技術的な問題もあるのではないか。」などの意見が出た。

協議の結果，この要望の書面を指名諮問委員会に報告し，指名諮問委員会に判断を委ねることとされた。

(5) 閉会

- ・ 庶務から，本年2月9日に開催された第15回指名諮問委員会において協議された弁護士任官候補者の情報収集の在り方及び東京地域委員会への依頼内容について報告された。
- ・ 本日の全体会は以上をもって閉会することとされた。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第8回）第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成17年3月1日（火）午前11時15分から午前11時45分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）金築誠志

（委員）上原敏夫，塩谷國昭，鶴田六郎，長谷川真理子

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，

横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

(1) 協議

(2) 今後の予定等について

5 議事

(1) 協議

- ・ 庶務から，平成17年10月期の弁護士任官候補者及び指名諮問委員会から東京地域委員会に対する指示の内容等について報告がされた。
- ・ 協議の結果，従前のとおり，弁護士任官候補者の情報の収集に関し，（案1）から（案5）の書式により依頼することが異議なく了承された。

(2) 今後の予定等について

今回は，当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者の情報のとりまとめを行うこととなった。

次回の第1分科会は，平成17年5月17日（火）午後1時30分から，第2中会議室で開催することとされた。

(案 1)

平成 17 年 3 月 日

東京高等裁判所長官 殿	} 《各別に宛先記載》
東京地方裁判所長 殿	
東京家庭裁判所長 殿	
東京高等検察庁検事長 殿	
東京地方検察庁検事正 殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会
東京地域委員会地域委員長

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 17 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属

(期)

弁護士会所属 (期)

弁護士会所属 (期)

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成17年5月6日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長

(案 2)

平成 1 7 年 3 月 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 1 7 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の裁判官に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を添付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 1 7 年 5 月 6 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

【担当事件一覧 添付】

(案 3)

平成 17 年 3 月 日

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度，平成 17 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては，任官希望者が担当した別紙の事件を通じて，貴職が任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には，下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の送付期限

平成 17 年 5 月 6 日（金）まで（ただし，この期限後であっても，特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の送付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）及び貴職の氏名を記載した書面を，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長

に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を別紙として添付】

(案 4)

平成 1 7 年 3 月 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長

裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 1 7 年 1 0 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに
伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼があり
ました。

については、貴殿の弁護士活動の実情を承知している方に対して当地域委員会が弁
護士任官に係る情報をお伺いする必要があると思料されるため、お手数ですが、下
記に記載する事項に該当する 1 0 人程度の弁護士の住所、氏名及び本人との関係を
記載した書面を、3 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会
の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、
又は持参する方法で御提出ください。

記

次の例に該当するような、貴殿の弁護士活動の実情を承知する弁護士

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所
を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁
護士）

- 3 直近3年以内の主たる弁護活動について共同で行ったことのある弁護士
- 4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において共に活動を行ったことのある弁護士

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4
東京高等裁判所総務課長

(案 5)

平成 17 年 3 月 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情を承知する者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度，平成 17 年 10 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては，任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を，下記 2 の要領により，当地域委員会にお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報送付の要領

(1) 情報の送付期限

平成 17 年 5 月 6 日（金）まで（ただし，この期限後であっても，特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の送付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）及び貴職の氏名を記載した書面を，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課

長に郵送し（親展表示をする。）又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長